特別口座を開設する口座管理機関のお知らせ

株主のみなさまへ

株式会社ライフコーポレーション

当社は、平成21年1月5日に「株券電子化制度」がスタートするにあたり、電子化までに株式会社証券保管振替機構へ株券を預託されなかった株主様について、下記の口座管理機関に特別口座(※)を開設することをお知らせいたします。

記

特別口座を開設する口座管理機関

大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号 住友信託銀行株式会社

(郵便物送付先) 〒183-8701

東京都府中市日鋼町1番10

住友信託銀行株式会社 証券代行部

(お問い合わせ先) TELO120-176-417

(※)特別口座

- ・株券電子化までに株券を証券会社に預託しない株主様もしくは単元未満 株主様用に、上場会社が信託銀行等に開設する口座です。
- ・今までどおり株主様としての権利は確保されます。
- ・売却の際、証券会社への株式の振替手続きが必要になります。 単元未満株式(100 株未満)は市場売却ができませんので、単元未満株式 の買取請求制度をご利用ください。

なお、別紙に平成20年12月1日付日本経済新聞に公告いたしました内容を掲載いたしております。

以上

(ご参考)

平成20年12月1日付 日本経済新聞に公告いたしました内容

株券電子化のための特別口座記載事項の通知 および特別口座を開設する口座管理機関に関する公告

平成 20 年 12 月 1 日

株主及び登録株式質権者各位

株式会社ライフコーポレーション

当社は平成 21 年 1 月 5 日において、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社 債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」附則第 7 条により振替口座簿に記載さ れなかった株主及び登録株式質権者(以下、株主等という。)について、同日以後遅滞なく、 特定振替機関(株式会社証券保管振替機構)に対し同法附則第 8 条第 5 項に定める事項を 通知し、また、同法附則第 8 条第 4 項の申出を次の口座管理機関に行い、株主等のために 特別口座を開設することを同法附則第 8 条第 1 項の規定により、公告いたします。

特別口座を開設する口座管理機関

大阪市中央区北浜四丁目 5番 33号 住友信託銀行株式会社

以上